

令和5年8月25日

消費者の皆さま

日本貸金業協会

東京都消費生活総合センターからの
無料特別相談「多重債務 110 番」に関する周知要請について

東京都消費生活総合センターから、9月4日（月）及び5日（火）に実施する無料特別相談「多重債務 110 番」に関する周知要請がありましたのでお知らせいたします。

「多重債務 110 番」は、弁護士、司法書士、法テラス、東京都生活再生相談窓口から派遣された専門家やカウンセラーが、債務問題にお困りの方の相談をお受けする無料特別相談会です。（電話又は来所による相談）

下記のリンクより、東京くらしWEBの「多重債務 110 番」の案内ページに移動することができます。

また、当協会ウェブサイトのTOPページ（下部）に、「多重債務 110 番」のバナーを設置しましたので、あわせてお知らせいたします。

以上

[関連ページ] 東京都くらしWEB

・[お知らせ 無料特別相談「多重債務 110 番」を実施します！](#)

多重債務 110 番

03-3235-1155